

## 第2章

### 平素からの備え

## 第2章 平素からの備え

### 第1節 組織・体制の整備等

#### 第1 区における組織・体制の整備

##### 1 各部における平素の業務

各部は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。なお、国民保護に関する業務の総括、各部課間の調整、企画立案等については、国民保護担当部課長等が行う。

##### 【平素の業務一覧】

部等の名称	平素の業務
危機管理室長	1 国民保護に関する総括 2 国民保護計画の見直し・変更 3 避難実施要領の策定 4 研修・訓練 5 国民保護協議会の運営
各部	1 第3章第2節に定める所掌事務に関する業務実施計画の策定 2 所管する国民保護措置実施のための準備及び体制の整備 3 所管施設における警戒等の予防対策

##### 【参考】東京消防庁（消防署）における平素の業務（東京都国民保護計画より転載）

部等の名称	平素の業務
東京消防庁 第二消防方面本部 大森消防署 田園調布消防署 蒲田消防署 矢口消防署	1 消防活動体制の整備に関すること 2 通信体制の整備に関すること 3 情報収集・提供体制の整備に関すること 4 消防団に関すること 5 装備・資機材の整備に関すること 6 特殊標章の交付・管理に関すること（東京消防庁職員及び特別区の消防団員に限る。） 7 生活関連等施設、危険物質等（消防法に関するものに限る。）取扱所の安全化対策に関すること 8 事業所に対する避難等自主防災体制の指導に関すること 9 避難住民の臨時の収容施設等に関する基準に関すること 10 都民の防災知識の普及及び防災行動力の向上に関すること

##### 2 区職員の参集基準等

###### (1) 区職員の迅速な参集体制の整備

区は、武力攻撃災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期すため、武力攻撃事態等への対処に必要な区職員が迅速に参集できる体制を整備する。

###### (2) 24時間即応体制の確保

区は、武力攻撃等が発生した場合に、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、都防災行政無線の一斉通報、緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）（以下「E m - N e t」という。）及び大田区地域防災計画（以下「区地域防災計画」という。）におけ

る東京消防庁（消防署）との情報連絡体制を踏まえた宿直等の連絡体制の強化を行うなど、速やかに区長及び国民保護担当職員に連絡が取れる 24 時間即応可能な体制を確保する。

(3) 区の体制及び職員の参集基準等

区は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、次の体制を整備する。また、その参集基準は次のとおり。

【区の体制】

状況		体制	
I 事態認定有	本部設置指定 通知前	情報収集・分析等の対応が必要な 場合（全庁的な対応の必要はなし）	①危機管理情報収集体制
		全庁的な情報の収集・分析、対応 策の検討、総合調整が必要な場合	②危機管理対策本部体制
	本部設置指定 通知後	区対策本部を設置し、国民保護措 置を実施	③国民保護対策本部体制
II 事態認定無 （武力攻撃事態に類 似した事案の発生、 または発生のおそれ がある場合）	情報収集・分析等の対応が必要な場合（全庁的な 対応の必要はなし）		①危機管理情報収集体制
	全庁的に情報の収集・分析、対応策の検討、総合 調整が必要な場合		②危機管理対策本部体制
	突発的に事案が発生するなどにより、その被害の 態様が災害対策基本法上の災害に該当するため、 国民保護に準じた措置を実施する必要がある場合		④災害対策本部体制

I II ともに、①危機管理情報収集体制の招集は、危機管理監が行う。

【体制の招集・設置者】

体制	設置者（※は招集者）	総括
①危機管理情報収集体制	危機管理監※	危機管理監
②危機管理対策本部体制	区長※	本部長（区長）
③国民保護対策本部体制	区長	
④災害対策本部体制		

【職員参集基準】

上記の初動体制を確保するための職員の参集基準は、次のとおり。

体制	参集を要する職員
①危機管理情報収集体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理監、防災危機管理課長、防災計画担当課長、防災支援担当課長、生活安全担当課長</li> <li>・総務部防災危機管理課職員</li> <li>・関係部の危機管理責任者または危機管理情報連絡員</li> <li>・その他関係各部の職員（危機管理監が招集する。）</li> </ul>
②危機管理対策本部体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部長室の構成員（本部長、副本部長、危機管理監、本部員）</li> <li>・防災危機管理課長、防災計画担当課長、防災支援担当課長、生活安全担当課長</li> <li>・その他本部の職員（人員は第1次から第3次非常配備態勢のいずれかとし、本部長の指示による。）</li> </ul>
③国民保護対策本部体制	
④災害対策本部体制	

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

各部は、全職員に対する電話連絡網を整備するなど、非常時の連絡体制を確保する。また、幹部職員及び国民保護担当職員は、連絡手段として携帯電話等を常時携行し、携帯電

話・電子メール等による連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

区の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災により参集が困難な場合を想定し、あらかじめ、参集予定職員の代替職員を指定する。また、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、本部長、危機管理監及び本部員の代替職員は、次のとおり。

名称	代替職員（第1順位）	代替職員（第2順位）	代替職員（第3順位）
本部長	副区長（職務代理順序による）		—
危機管理監	生活安全担当課長 防災計画担当課長	生活安全担当課長	防災支援担当課長
本部員	危機管理責任者	各部で別途定める	—

(6) 本部の代替機能の確保

区は、大田区国民保護対策本部（以下「区対策本部」という。）が被災した場合等、区対策本部を区本庁舎内に設置できない場合は、区長が状況に応じて、代替施設を指定する。

区本庁舎が被災し代替施設を指定した場合、区本庁舎を参集場所とする職員の新たな参集場所は、危機管理監が指定する。

(7) 職員の所掌事務

区は、上記（3）①～④の体制ごとに、参集した職員が行うべき所掌事務を各部の業務計画として別途定める。

(8) 交代要員等の確保

区は、防災に関する体制を活用しつつ、区対策本部を設置した場合に、その機能が確保されるよう、交代要員の確保その他職員の配置・給食・仮眠に関する基準をあらかじめ検討し定める。

### 3 消防の初動体制の把握等

(1) 東京消防庁（消防署）の初動体制の把握

区は、区地域防災計画（自然災害や大規模事故）における東京消防庁（消防署）との情報連絡体制を踏まえ、特に初動時における緊密な連携を図る。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

区は、消防団が警報の内容の伝達及び避難住民の誘導に重要な役割を担うことにかんがみ、都及び東京消防庁（消防署）と連携し、次の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。併せて、区は、東京消防庁が定める消防団員の参集基準を把握する。

- ・地域住民の消防団への参加促進
- ・消防団に関する広報活動
- ・全国の先進事例の情報提供
- ・施設及び設備の整備の支援

### 4 国民の権利利益の救済に係る手続等

区は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立てまたは訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理する。

なお、手続項目ごとの担当課は別途定める。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

手続項目	
損失補償 (法第 159 条第 1 項)	特定物資の収用に関する事。 (法第 81 条第 2 項) 特定物資の保管命令に関する事。 (法第 81 条第 3 項) 土地等の使用に関する事。 (法第 82 条) 応急公用負担に関する事。 (法第 113 条第 1 項・2 項・5 項)
損害補償 (法第 160 条)	国民への協力要請によるもの (法第 70 条第 1・3 項、80 条第 1 項、115 条第 1 項、123 条第 1 項)
不服申立てに関する事。 (法第 6 条、175 条)	
訴訟に関する事。 (法第 6 条、175 条)	

※表中の「法」とは「国民保護法」を示す。

## 第 2 関係機関との連携体制の整備

### 1 基本的考え方

#### (1) 防災のための連携体制の活用

区は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制を活用し、関係機関との連携体制を整備する。

#### (2) 関係機関の計画との整合性の確保

区は、国、都、近隣区市、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

#### (3) 関係機関相互の意思疎通

区は、必要に応じて、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けることにより、関係機関との意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。

#### (4) 防衛行動と住民避難との錯綜防止

区は、自衛隊の武力攻撃の排除措置のための部隊が区内に集中した場合、その措置行動と住民避難等の国民保護措置等の錯綜を避けるため、区国民保護協議会の委員に任命された自衛隊員、その他の会議に出席を求めた自衛隊員を通じて連携強化を図り、確認すべき事項について、平素から、情報・意見交換に努める。

### 2 都との連携

#### (1) 都の連絡先の把握等

区は、緊急時に連絡すべき都の連絡先及び担当部署を把握し、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、都と必要な連携を図る。

#### (2) 都との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、都との間で緊密な情報の共有を図る。

#### (3) 区国民保護計画の都への協議

区は、都との区国民保護計画の協議を通じて、都の行う国民保護措置と区を行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

#### (4) 区と都の役割分担

区は、救援や備蓄、安否情報の収集・提供などの措置について、区地域防災計画における役割分担を基本として、都と協議し、役割分担を明らかにするものとする。

#### (5) 警察との連携

区は、避難住民の誘導が円滑に行えるよう、また区が管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、警視庁（警察署）と必要な連携を図る。

#### (6) 消防との連携

区は、避難住民の円滑な誘導を行うことができるよう、東京消防庁（消防署）と緊密な連携を図る。

### 3 近接区市との連携

#### (1) 近接区市との連携

区は、近接区市の連絡先、担当部署を把握するとともに、近接区市と相互の国民保護計画の内容について協議したり、防災に関し締結されている相互応援協定等について必要な見直しを行うなど、武力攻撃災害の防除、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接区市相互間の連携を図るよう努める。

#### (2) 事務の一部の委託のための準備

区は、武力攻撃事態において、国民保護措置実施のため、事務の一部を他の地方公共団体に委託する場合を想定し、近接区市と平素から意見交換を行うよう努める。

### 4 指定公共機関等との連携

#### (1) 指定公共機関等の連絡先の把握

区は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署を把握しておく。

#### (2) 医療機関との連携

区は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるように、都と協力して、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認する。併せて平素からの意見交換や訓練を通じて、医療機関との連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（公財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

#### (3) 関係機関との協定の締結等

区は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた連携体制の整備を図る。

#### (4) 事業所との連携

区は、都及び関係機関と協力し、区内の事業所における武力攻撃事態等の観点を交えた防災対策への取組みに支援を行うよう努める。また、事業所の有する人的・物的ネットワークとの連携の確保に努める。

## 5 事業所に対する支援

区は、東京消防庁（消防署）が実施する、事業所の施設管理者及び事業者に対する火災や地震のための既存のマニュアルを参考とした避難誘導のための計画の作成などの指導に、必要に応じて協力する。

## 6 自主防災組織等に対する支援

### (1) 自主防災組織等に対する支援

区は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び区との間の連携が図られるよう配慮する。

また、都と連携し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

なお、自主防災組織に対する指導、訓練を実施するに当たっては、東京消防庁（消防署）の協力を得て、火災や地震等の対応に準じた避難要領等の啓発を行う。

### (2) 自主防災組織以外の団体等に対する支援

区は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会及びその他のボランティア団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてその活動が円滑に行われるよう、活動環境の整備に努める。

## 第3 通信の確保

### (1) 非常時の通信体制の確保・整備

区は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、都国民保護計画における通信連絡システムを踏まえ、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の確保に努める。併せて、非常通信協議会\*との連携に十分配慮する。⇒ 通信連絡システム図を資料編に掲載

## 第4 情報収集・提供等の体制整備

### 1 基本的考え方

#### (1) 情報収集・提供等のための体制整備

区は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集または整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時・適切に実施するための体制を整備する。

#### (2) Em-Netの整備

区は、国（官邸）と国民保護情報などの緊急情報を強制的に相手にメッセージを送信する、「Em-Net」を導入している。

#### (3) 体制整備に当たっての留意事項

体制整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、次の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

\*非常通信協議会 自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成される。

施設・設備面	①防災行政無線等の通信設備について、非常時の通信の取扱いや機器操作の習熟を含めた管理・運用体制を引き続き整備する。また、所定の定期点検を実施する。
	②武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系による伝送路の多ルート化等）、障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
運用面	①夜間・休日の場合等における情報の収集・連絡体制を確保するとともに、平素からその体制の整備を図る。
	②武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信の輻輳時・途絶時、庁舎の停電時を想定し、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を検討する。
	③地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、住民への情報伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練の実施を検討する。なお、訓練後に評価を行い、必要に応じて運用体制の改善を行う。
	④無線通信の輻輳時の混信対策に留意し、武力攻撃事態等の非常時における運用方法を定める。関係機関との間で携帯電話または防災行政無線を活用した連絡体制の構築を図る。
	⑤電気通信事業者が提供する災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	⑥担当職員の役割・責任の明確化を図るとともに、担当職員の被災に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の整備を図る。
	⑦住民等への情報伝達は、防災行政無線、大田区防災アプリ・防災ポータルサイト、区民安全・安心メールサービス（以下「安安メール」という。）、Twitter、広報車両等を活用する。高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう、必要な検討を行う。

#### (4) 情報の円滑な提供

区は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努める。これらの情報は、情報セキュリティに留意しながら、必要に応じて関係機関に提供できるよう整理しておく。

## 2 警報の伝達に必要な準備

### (1) 警報の伝達体制の整備

区は、都知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等について、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合に、民生委員や社会福祉協議会、国際交流関係団体との協力を得ながら、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮する。

なお、区長は、区職員を指揮し、消防の協力を得て、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、住民等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努める。

また、警報の伝達に当たっては、防災アプリ・防災ポータルサイト、安安メール、Twitter、広報車の使用、自主防災組織による伝達、自治会・町会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の効果的な方法も検討する。

### (2) 防災行政無線の整備

区は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系<sup>(\*)</sup>その他の防災行政無線及び全国瞬時警報システム(J-ALERT)<sup>(\*\*)</sup>(以下「J-ALERT」という。)を整備し、警報を伝達する仕組みを構築している。

<sup>(\*)</sup> 区は防災行政無線の同報系として放送塔249ヶ所、基地局等を設置している(いずれも停電対策済)。

<sup>(\*\*)</sup> 対処に時間的余裕のない弾道ミサイル攻撃に係る警報や自然災害における緊急地震速報、津波警報等を住民に瞬時かつ確実に伝達するため、国が衛星通信ネットワークを通じて直接区市町村の同報系防災行政無線を起動し、サイレン吹鳴等を行うシステム

(3) 警察等との協力体制

区は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、警察との協力体制を構築する。また、必要に応じて東京海上保安部とも協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等（羽田空港を含む）に対する警報の伝達のための準備

区は、警報の内容の伝達を行うこととなる「区内に所在する多数の者が利用または居住する施設」を、都との役割分担も考慮して定める。

また、区は、各々の施設の管理者等の連絡先を把握し、情報伝達体制を整備する。

なお、区は都及び東京消防庁（消防署）が行う、大規模集客施設の管理者等に対する、突発的なテロ等が発生した場合における施設内の人々への情報提供（館内放送等）や避難誘導體制の整備等に関する指導・助言に協力する。

《多数の者が利用又は居住する施設の例示》

- ・大規模集客施設等（駅、空港、病院、学校、劇場等の文化施設、競技施設等）
- ・大規模オフィス
- ・大規模な繁華街及び地下街
- ・大規模（超高層）集合住宅 など

(6) 民間事業者の協力

区は、事業者の先進的な取組みをPRすることなどにより、民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、都と連携してその環境の整備に努める。

### 3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報収集のための体制整備

区は、安否情報（以下参照）を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、「武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム」（以下「安否情報システム」という。）を適切に運用するとともに、安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定め、必要な研修・訓練を行っておくものとする。

また、都と安否情報の収集・回答部署、責任者等の情報を共有するなど、相互の協力体制を確保する。

【収集・報告すべき情報】

1 避難住民（負傷した住民も同様）

- ① 氏名
- ② フリガナ
- ③ 出生の年月日
- ④ 男女の別
- ⑤ 住所（郵便番号を含む。）
- ⑥ 国籍
- ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- ⑧ 負傷（疾病）の該当
- ⑨ 負傷または疾病の状況
- ⑩ 現在の居所
- ⑪ 連絡先その他必要情報

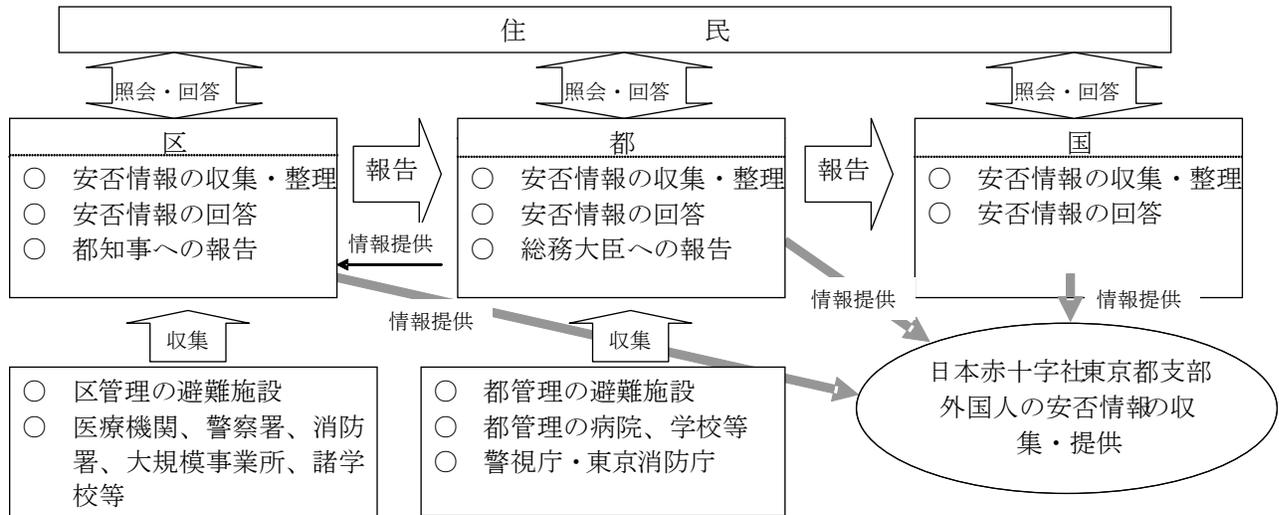
- ⑫ 親族・同居者への回答の希望
- ⑬ 知人への回答の希望
- ⑭ 親族・同居者・知人以外からの照会に対する回答又は公表の有無

2 死亡した住民

(上記①～⑦に加えて)

- ⑧ 死亡の日時、場所及び状況
- ⑨ 遺体が安置されている場所
- ⑩ 連絡先その他必要情報
- ⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答への同意

《安否情報の収集・提供の概要》



(2) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

区は、以下の都との役割分担により安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、大規模事業所、諸学校等の安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

- 安否情報の収集は、住民に関する情報を有する区が行うことを基本とし、都は、都の施設等からの収集など補完的に対応する。
- ・区・区管理の避難施設、区の施設(学校等)、区内の医療機関、警察署、消防署、大規模事業所、諸学校等
- ・都・都管理の避難所施設、都の施設(病院・学校等)、警視庁、東京消防庁等

(3) 住民等への周知

区は、避難時に氏名や身分を確認できるもの(運転免許証、パスポート、写真入りの社員証等)を携行するよう、都と連携して、住民等に周知する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

区は、被災情報(以下参照)の収集、整理及び都知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、都における被災情報の収集・報告系統を踏まえ、必要な体制の整備を図る。

【収集・報告すべき情報】

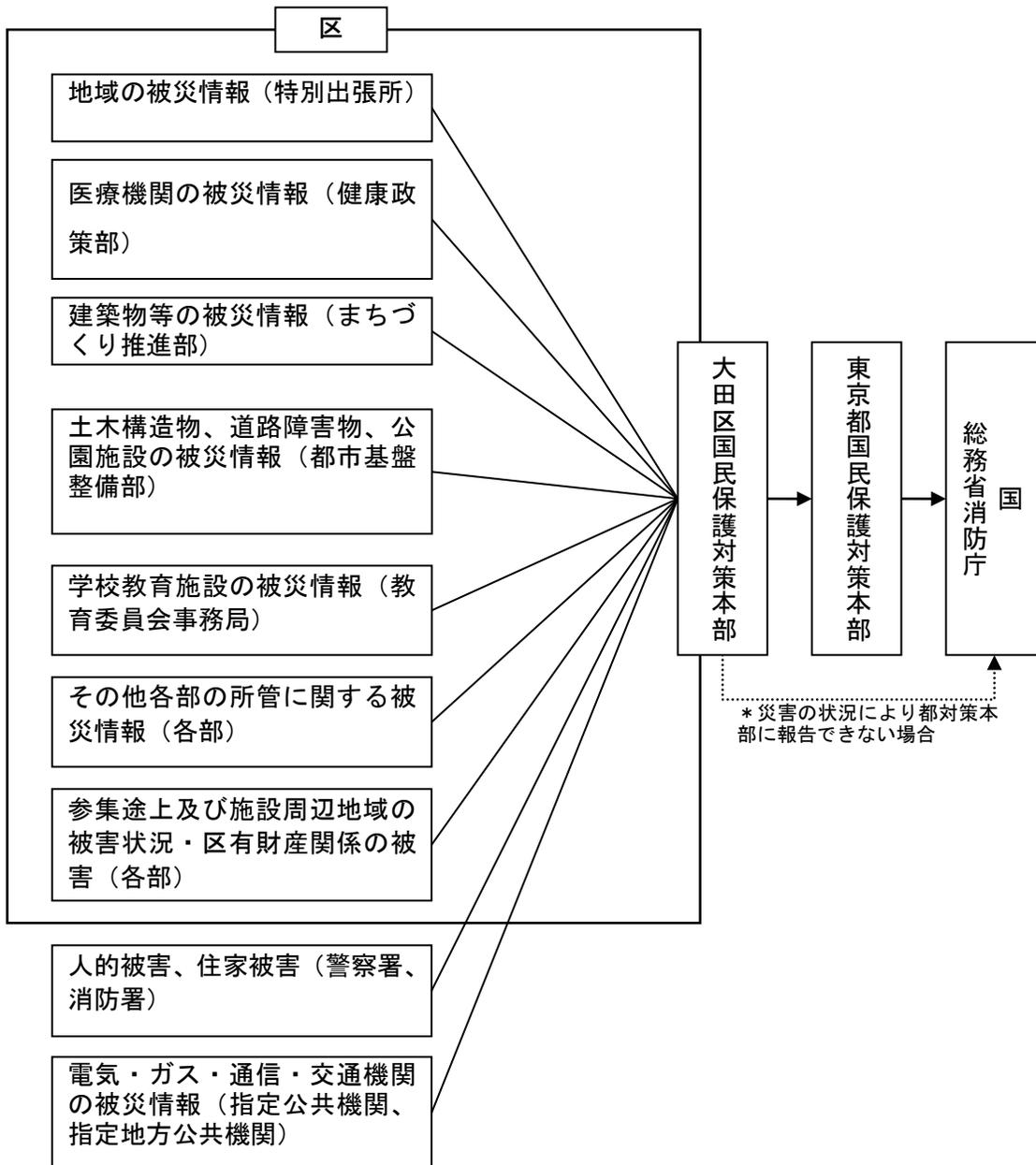
- 1 武力攻撃災害の発生日時・場所
- 2 発生した武力攻撃災害の概要

3 人的・物的被害状況

- ① 区市町村ごとの死者、行方不明者、負傷者
- ② 住宅被害
- ③ その他必要な事項

4 可能な場合、区市町村ごとの死者の死亡年月日、性別、年齢、概況

【被災情報の収集・報告系統】



(2) 担当者の育成

区は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

## 第5 特殊標章等の交付又は使用許可に係る体制の整備（\*）

### （1）特殊標章等

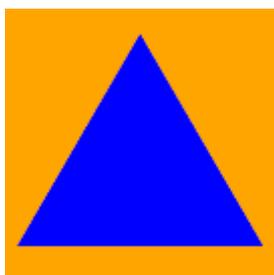
区は、国民保護措置に係る職務等を行う者及び団体、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等を識別するために次の特殊標章等を使用することができる。

#### ア 特殊標章

第一追加議定書第66条第3項に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。⇒特殊標章を資料編に掲載

#### イ 身分証明書

第一追加議定書第66条第3項に規定される身分証明書。⇒身分証明書を資料編に掲載



表面	裏面
<p>（この証明書を交付する許可権者の名を記載するための余地）</p> <p>身分証明書 IDENTITY CARD</p> <p>国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel</p> <p>氏名/Name: _____</p> <p>生年月日/Date of birth: _____</p> <p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書1）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949 and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in its capacity as</p> <p>交付等の年月日/Date of issue: _____ 発行機関/Issuing authority: _____</p> <p>許可機関の署名/Signature of issuing authority: _____</p> <p>有効期限の満了日/Date of expiry: _____</p>	<p>身長/Height: _____ 眼の色/Eyes: _____ 髪の色/Hair: _____</p> <p>その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: _____</p> <p>所持者の写真 PHOTO OF HOLDER</p> <p>印鑑/Stamp</p> <p>所持者の署名/Signature of holder</p>

（日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル））

（身分証明書のひな型）

### （2）交付要綱の作成

区は、国の定める「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に基づき、具体的な交付要綱を作成する。

### （3）特殊標章等の作成・管理

区は、特殊標章等の交付要綱に基づき、特殊標章等を作成するとともに、交付する必要が生じた場合に迅速に交付できるよう適切に管理する。

## 第6 研修及び訓練

### 1 研修

#### （1）研修機関における研修の活用

区は、国民保護の知見を有する区職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、特別区職員研修所等の各研修機関の研修課程を有効に活用し、区職員の研修機会の確保に努める。

#### （\*）【特殊標章等の意義について】

ジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

## (2) 区職員の研修機会の確保

区は、区職員に対して、国、都等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、都と連携し、自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用する。

## (3) 外部有識者等による研修

区は、区職員等の研修の実施に当たっては、都、自衛隊、警視庁、東京消防庁、東京海上保安部の職員及び学識経験者等を講師に招くなど、外部の人材についても積極的に活用するよう努める。

# 2 訓練

## (1) 区における訓練の実施

区は、近接区市、都、国等関係機関と共同するなどして、住民、地域の団体及び事業者の自発的な参加を得て、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、警察、消防、東京海上保安部、自衛隊等関係機関との連携に努める。

## (2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を研究・実施する。

- ① 区対策本部を迅速に設置するための、職員参集訓練及び区対策本部設置運営訓練
- ② 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ③ J-A L E R Tの運用に関する訓練
- ④ E m - N e tの運用に関する訓練
- ⑤ 安否情報システムへの入力、報告、照会及び照会書出力に関する訓練
- ⑥ 避難誘導訓練及び救援訓練

## (3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置についての訓練実施時は、住民の避難誘導や救援等に関して、自治会・町会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施後は、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、区国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 区は、自治会・町会、防災市民組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 区は、都及び東京消防庁（消防署）と協力し、大規模集客施設（ターミナル駅、劇場、大規模な商業施設等）、学校、病院、駅、空港、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を要請する。
- ⑥ 区は、警視庁（警察署）と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

## 第2節 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

### 1 避難に関する基本的事項

#### (1) 基礎的資料の収集

区は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を、都と連携して準備する。

#### 【区において集約・整理すべき基礎的資料の例】

- 住宅地図（人口分布、世帯数のデータ）
- 区域内の道路網のリスト  
（避難経路として想定される高速道路、国道、都道、区道等の道路のリスト）
- 輸送力のリスト  
（鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ）  
（鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ）
- 避難施設のリスト  
（避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト）
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト  
（備蓄物資の所在地、数量、区内の主要な民間事業者のリスト）
- 生活関連等施設等のリスト
- 関係機関（国、都、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
- 自治会・町会、自主防災組織等の連絡先等一覧
- 消防機関のリスト
- 要配慮者の避難支援に関する資料

#### (2) 関係機関の役割分担

関係機関が相互に連携・協力し、迅速かつ的確に住民の避難を行うため、あらかじめ役割分担を定める。⇒避難段階ごとの関係機関の役割分担を資料編に掲載

#### (3) 隣接する区市との連携の確保

区は、区の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、近隣区市と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について、都が近隣県と行う情報共有体制や九都県市における相互応援体制の整備動向に留意しながら、緊密な連携を確保する。

#### (4) 高齢者、障害者等要配慮者への配慮

区は、避難住民の誘導時に当たっては、高齢者、障害者等のうち自ら避難することが困難な要配慮者について、防災関係機関、自主防災組織、住民等の協力を得ながら、避難対策を講じる。

その際、要配慮者に対する応急対策を行う窓口として、区の「要配慮者対策班」を活用し、都の要配慮者対策統括部との連携した対応ができるよう職員の配置に留意する。

なお、自然災害時への対応として今後作成する「個別避難計画」の整備等の取り組みと緊密な連携をとりその活用を図る。

#### (5) 民間事業者の協力

区は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から都と連携し、これら企業の協力が得られるよう、協力関係の構築に努める。特に、突発的に事案が発生し、建物外にいる人々が緊急に屋内に避難せざるを得ない場合における受け入れ等について、都と連携し、その協力の確保に努める。

## (6) 学校や事業所との連携

区は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合などにおいては、事業所等の単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所等における避難の在り方について協議する。

## (7) 羽田空港及び大規模集客施設との連携

区は、平素から都と連携して、羽田空港及び大規模集客施設内にいる多くの人々の避難が円滑に行われるように、情報伝達体制の確立など施設管理者等との連携に努める。

## 2 避難実施要領のパターンの作成

区は、都による支援を受け、関係機関（教育委員会など区の各執行機関、警察、消防、東京海上保安部、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、総務省消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況、高齢者、障害者、乳幼児等の避難方法等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

## 3 救援に関する基本的事項

### (1) 都との調整

区は、区が行う救援について、区地域防災計画における役割分担を基本として、都と協議し、その役割分担を明らかにする。

### (2) 基礎的資料の準備等

区は、都と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

### (3) 救援センター運営の準備

区は、区が運営する避難所において避難住民の生活を支援するために設置する「救援センター」に関する運営マニュアルを、都の指針に基づき整備する。

## 4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

### (1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

区は、都が保有する区内の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

#### ・輸送力に関する情報

- ①保有車輛等(鉄道、定期・路線バス、船舶、飛行機等)の数、定員
- ②本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法など

#### ・輸送力に関する情報

- ①道路（路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など）
- ②鉄道（路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など）
- ③港湾（港湾名、係留施設数、管理者の連絡先など）
- ④飛行場（飛行場名、滑走路の本数、管理者の連絡先など）

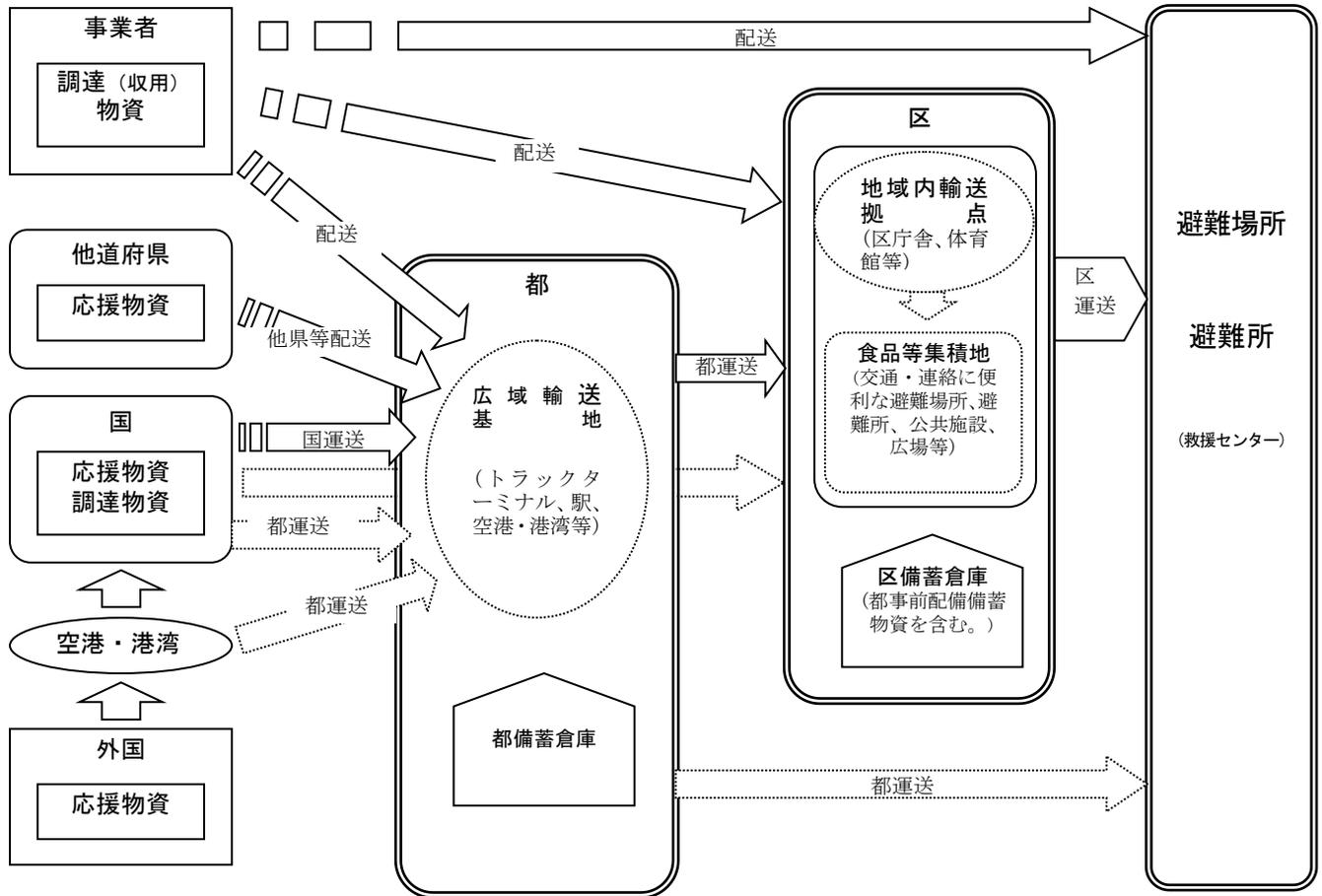
### (2) 運送経路の把握

区は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、都が保有する区内の運送経路の情報を共有する。

### (3) 緊急物資等の運送体制の把握・整備

区は、都等からの緊急物資等の配送を受けるための拠点の設定、各避難所等への運送など、緊急物資等の運送体制を把握し、整備する。

#### 【緊急物資等の配送の概要】



## 5 避難施設の指定への協力

区は、都が行う避難施設の指定に際しては、以下の区分に応じて、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど、都に協力する。

また、都が指定した避難施設に関する情報を都と共有するとともに、都と連携して、住民に対して、避難施設の場所、連絡先等、迅速に避難を行うために必要な情報を周知する。

#### 【避難施設の区分】（都国民保護計画より転載）

区分	用途	施設（例示）
避難所	避難住民が避難生活をする場所、または避難の指示・退避の指示などの際に一時的に避難する場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小、中、高等学校</li> <li>・公民館</li> <li>・体育館</li> <li>・劇場、ホール</li> <li>・コンベンション施設</li> <li>・地下鉄コンコース※</li> <li>・地下街 ※ 等</li> </ul>

二次避難所	自宅、避難所での生活が困難で、介護などのサービスを必要とする高齢者や障害者その他特に配慮を要する者を一時的に受け入れ、保護する場所	・ 社会福祉施設 等
避難場所	特に、武力攻撃災害等により発生した大規模な火災等から、一時的に避難するオープンスペース	・ 都立公園 ・ 河川敷 等

※ 地下鉄コンコース、地下街は、一時的な避難・退避をする場所に該当

## 6 生活関連等施設の把握等

### (1) 生活関連等施設の把握等

区は、その区域内に所在する生活関連等施設を把握するとともに、都との連絡態勢を整備する。

また、区は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成 17 年 8 月 29 日閣副安危第 364 号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

### 【生活関連等施設の種類及び所管省庁】

国民保護法施行令	各号	施設・物質の種類 (※区内に該当しないものも掲載)	所管省庁名
第 27 条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省
	10号	危険物質等（国民保護法施行令第 28 条）の取扱所	
第 28 条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒物・劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高圧ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	6号	核原料物質	原子力規制委員会
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	8号	毒薬・劇薬（医薬品医療機器等法）	厚生労働省、 農林水産省
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）
	11号	毒性物質	経済産業省

### (2) 区が管理する公共施設等における警戒

区は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、都の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、警視庁（警察署）及び東京海上保安部等との連携を図る。

## 第3節 物資及び資材の備蓄、整備

### 1 区における備蓄

#### (1) 防災のための備蓄の活用

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材は、原則として国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねる。

#### (2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

区は、国民保護措置の実施のため特に必要となる物資及び資材<sup>(\*)</sup>は、国、都及び関係機関の整備の状況等も踏まえ、必要に応じて、新たに備蓄、調達を検討する。

#### (3) 都及び他の区市等との連携

区は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、都と密接に連携して対応する。

武力攻撃事態等が長期にわたった場合にも、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、近接区市や事業者等との間で、必要な体制の整備を検討する。

### 2 区が管理する施設及び設備の整備・点検等

#### (1) 施設及び設備の整備・点検

区は、国民保護措置の実施のため、その管理する施設及び設備を整備・点検する。

#### (2) 復旧のための各種資料等の整備

区は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、道路台帳、境界標等土地に関する権利関係の証明に資する資料について、既存データを活用しつつ整備し、その適切な保存を図るよう努める。

## 第4節 国民保護に関する啓発

### 1 国民保護に関する啓発

#### (1) 啓発の方法

区は、都及び関係機関と連携しつつ、住民、地域の団体、事業者等に対し、広報紙、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施するよう努める。

また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発に努める。

その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民の啓発を行なう。

#### (2) 防災に関する啓発との連携

区は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

<sup>\*)</sup> 国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材は、国がその整備や整備の促進に努めることとされている。また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものは、国が必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされている。

### (3) 緊急時における事業者の協力

区は、都と連携し、緊急時に事業所内に避難する住民の受け入れなどの協力について、区域の事業者の理解を得るよう努める。

### (4) 学校における教育

区教育委員会は、都教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、区立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

## 2 住民がとるべき行動等に関する啓発

区は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の区長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報の方法等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、全国瞬時警報システム(J-ALERT)による情報伝達や都が作成するパンフレット等を活用し、都と協力し、武力攻撃事態等において住民や事業者、学校等の施設管理者による適切な避難行動や避難誘導等について周知を図る。

なお、区は、消防機関、都、日本赤十字社などとともに、傷病者の応急手当の普及活動に努める。

## 3 赤十字標章等及び特殊標章等に関する普及・啓発

区は、都及びその他関係機関と協力しつつ、武力攻撃事態等における赤十字標章等及び特殊標章等の使用の意義、使用に当たっての濫用防止等について、教育や学習の場など様々な機会を通じて普及・啓発に努める。